

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称		
項目			税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合計 (A+B) C
課税売上額 (税抜き)	①	円	89,100	910,500	999,600
免税売上額	②				0
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③				
課税資産の譲渡等の対価の額 (①+②+③)	④				999,600
課税資産の譲渡等の対価の額 (④の金額)	⑤				999,600
非課税売上額	⑥				200
資産の譲渡等の対価の額 (⑤+⑥)	⑦				999,800
課税売上割合 (④ / ⑦)	⑧				[99 %] ※端数切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)	⑨	円	51,894	558,275	580,169
課税仕入れに係る消費税額	⑩		3,508	44,638	48,145
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪				
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫				
課税貨物に係る消費税額	⑬				
納税義務の免除を受けない(受ける) こととなった場合における消費税額 の調整(加算又は減算)額	⑭				
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑬±⑭)	⑮		3,508	44,638	48,145
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑮の金額)	⑯		3,508	44,638	48,145
課税売上高が5億円超の場合 の個別対応方式	⑰				
課税売上高が5億円超の場合 の個別対応方式	⑱				
課税売上高が5億円超の場合 の個別対応方式	⑲				
一括比例配分方式により控除する 課税仕入れ等の税額 (⑮×④/⑦)	⑳				
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	㉑				
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉒				
居住用賃貸建物を課税賃貸用 に供した(譲渡した)場合の加算額	㉓				
控除対象仕入税額 [(⑯、⑱又は⑳)の金額]±㉒±㉓がプラスの時	㉔		3,508	44,638	48,145
控除過大調整税額 [(⑯、⑱又は⑳)の金額]±㉒±㉓がマイナスの時	㉕				
貸倒回収に係る消費税額	㉖				

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 ⑨及び⑩欄には、値引き、割引、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。